

群馬大学大学院教育学研究科教員評価委員会規程

平成20. 4. 1 制定

平成22. 4. 21 改正

平成26. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院教育学研究科教員評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 委員会は、教育学研究科の教員の教育及び研究について次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 点検・評価項目に関すること。
- (2) 点検・評価の基礎となるデータの収集に関すること。
- (3) 点検・評価の基礎資料の分析・評価に関すること。
- (4) 外部機関への評価依頼に関すること。
- (5) 評価結果の教員へのフィードバックに関すること。
- (6) その他教育及び研究の評価に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育学研究科長
- (2) 教育学研究科の各専修又は各コースを担当する教員 各1人
- (3) 附属学校教育臨床総合センターの主担当を命ぜられた教員 1人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育学研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第7条 委員会の事務は、総務係において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。